

北海道告示第10089号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第13号に掲げるすけとうだらはえ網漁業(オホーツク海海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和6年1月26日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数			(6)漁業を営む者の資格
すけとうだらはえ網漁業	オホーツク海海域	稚内市宗谷岬から樺太西能登呂岬先端を結ぶ線以東、斜里郡と目梨郡の境界線から32度30分の線以北、北緯44度33分9秒以北の東経145度37分45秒の線以西の海域のうち、宗谷・オホーツク総合振興局管内の共同漁業権漁場区域を除いた海域。 ただし、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域に限る。	毎年、4月1日から翌年1月31日まで及び翌年3月10日から3月31日	4隻	50トン未満	オホーツク総合振興局管内に住所を有する者	令和6年2月1日から同年3月1日まで	1. 許可の有効期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。 3. 申請書の提出先は、オホーツク総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。 やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、オホーツク総合振興局長に報告しなければならない。 (2) すけとうだら以外を主たる漁獲の対象として操業してはならない。 (3) さけ・ます、つぶ及び次に掲げるかにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ たらばがに エ あぶらがに オ ずわいがに カ べにずわいがに (4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	オホーツク総合振興局管内共同漁業権漁場区域							